

令和7年度
神栖市地域経済動向調査報告書

令和8年2月

神栖市商工会

調査概要

目的

神栖市内の小規模事業者への相談事業や支援、地域経済の活性化への取り組みに活用することを目的に、国や県、市等関係機関が調査、提供する各種統計資料のデータを分析、整理、加工し、管内独自の統計データを作成、提供する。

調査方法

地域経済分析システム「RESAS」

調査日

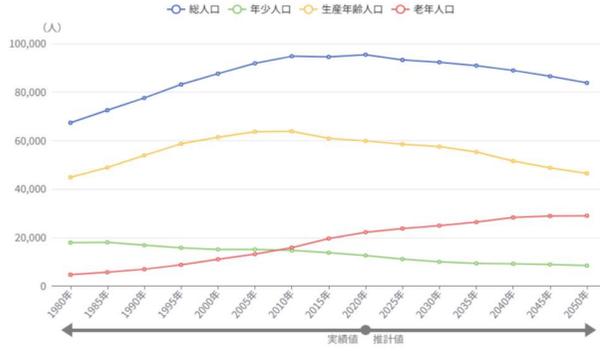
令和8年2月

人口動態

地域の人口増加や高齢化、若年層の推移を把握する。

人口推移グラフ

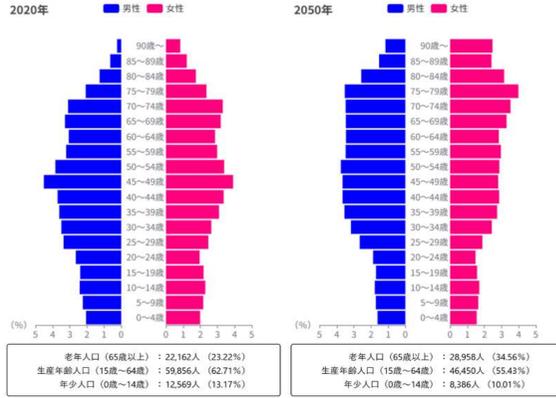
茨城県神栖市



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値。2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。
 2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。
 2025年以降のデータでは、福島県「浜通り地域」に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）をまとめて推計しているため表示されない。
 数値には年齢不詳を含む。

人口ピラミッド

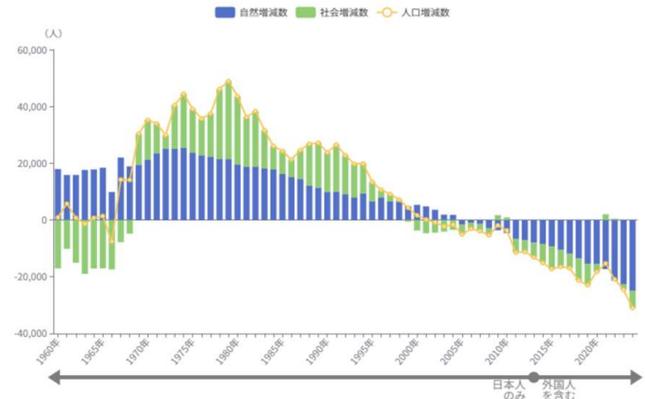
茨城県神栖市



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。
 2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。
 2025年以降のデータでは、福島県「浜通り地域」に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）をまとめて推計しているため表示されない。
 数値には年齢不詳を含む。

自然増減・社会増減の推移(折れ線)

茨城県



【出典】厚生労働省「人口動態調査」、総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」
 【注記】2013年までは日本人のみ、2014年以降は外国人を含む数字。
 2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。

人口増減

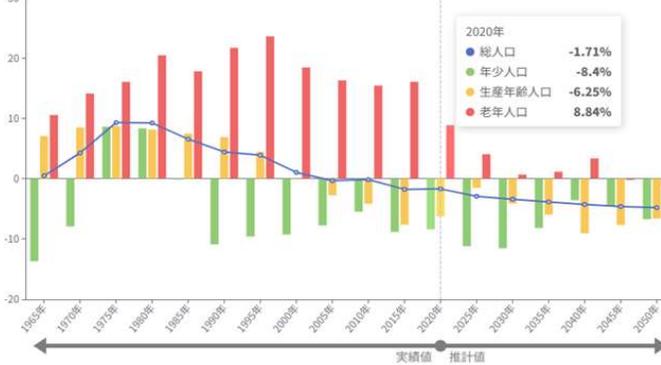
茨城県



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値。2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。
 人口増減率 = (A - B) ÷ B
 A：「表示年を指定する」で指定した年の人口
 B：Aの5年前の人口
 2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。
 2025年以降のデータでは、福島県「浜通り地域」に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）をまとめて推計しているため表示されない。
 2024年の静岡県浜松市の行政区再編によって新たに追加された「浜松市浜名区」「浜松市中央区」のデータは未公表のため、表示されない。

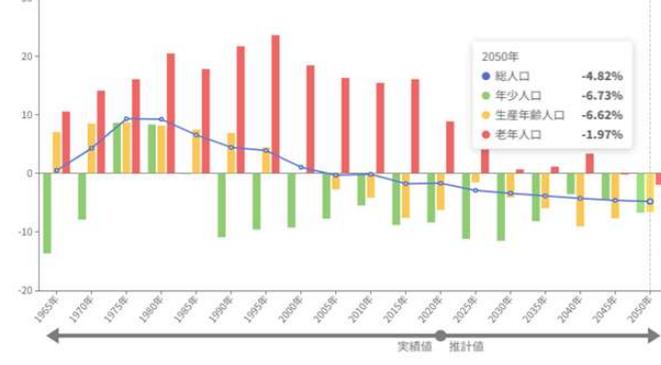
人口増減

茨城県



人口増減

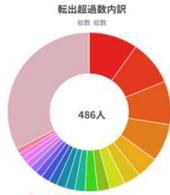
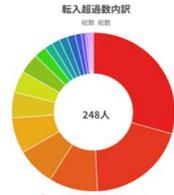
茨城県



人口増減

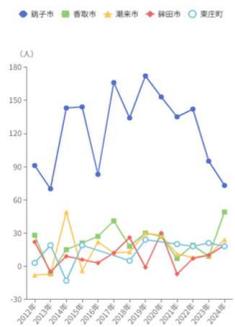
地域の転入転出による人口流動等、地域のつながりを人口面から把握する。

From-To分析（常住人口）
実城郡 熊本市
2024年

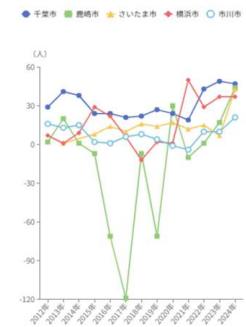


【出典】総務省「住民基本台帳人口移動報告」
【注記】熊本県については、2012年4月1日に政令指定都市となったため、2012年のデータにおける熊本市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
相模原市については2010年4月1日に政令指定都市となったため、2010年のデータにおける相模原市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
新潟県単位別の移動総数は、市区町村単位の移動情報を基として集計しているため、転入情報がある場合は、実際に把握できている移動数より少ないことがある。
「住民基本台帳移動報告」における移動者数は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市町村に届出等があった転入者の日本国内の移動に係る情報を集計したものである（国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていない）。
また、本画面は、性別・年齢階級別に移動前の住所別転入者数・移動後の住所別転出者数が整理された公表集計表を用いて作成しているため、2017年までは日本人のみ、2018年からは外国人を含む移動者数を表示している。
東京都国立市は2012年2月から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2011年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2012年の転出数は2月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。
福島県美郷町は2015年3月30日から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2014年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2015年の転出数は4月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。

転入超過数上位地域

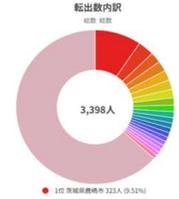
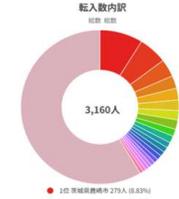


転出超過数上位地域



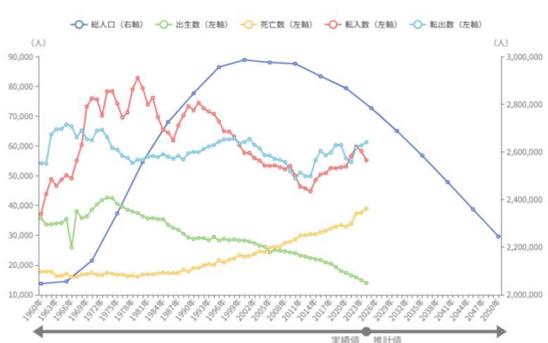
【出典】総務省「住民基本台帳人口移動報告」
【注記】熊本県については、2012年4月1日に政令指定都市となったため、2012年のデータにおける熊本市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
相模原市については2010年4月1日に政令指定都市となったため、2010年のデータにおける相模原市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
「住民基本台帳移動報告」における移動者数は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市町村に届出等があった転入者の日本国内の移動に係る情報を集計したものである（国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていない）。
また、本画面は、性別・年齢階級別に移動前の住所別転入者数・移動後の住所別転出者数が整理された公表集計表を用いて作成しているため、2017年までは日本人のみ、2018年からは外国人を含む移動者数を表示している。
東京都国立市は2012年2月から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2011年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2012年の転出数は2月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。
福島県美郷町は2015年3月30日から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2014年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2015年の転出数は4月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。

From-To分析（常住人口）
実城郡 熊本市
2024年



【出典】総務省「住民基本台帳人口移動報告」
【注記】熊本県については、2012年4月1日に政令指定都市となったため、2012年のデータにおける熊本市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
相模原市については2010年4月1日に政令指定都市となったため、2010年のデータにおける相模原市に属する区のデータについては、4月から12月までの9か月分となる。
新潟県単位別の移動総数は、市区町村単位の移動情報を基として集計しているため、転入情報がある場合は、実際に把握できている移動数より少ないことがある。
「住民基本台帳移動報告」における移動者数は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市町村に届出等があった転入者の日本国内の移動に係る情報を集計したものである（国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていない）。
また、本画面は、性別・年齢階級別に移動前の住所別転入者数・移動後の住所別転出者数が整理された公表集計表を用いて作成しているため、2017年までは日本人のみ、2018年からは外国人を含む移動者数を表示している。
東京都国立市は2012年2月から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2011年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2012年の転出数は2月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。
福島県美郷町は2015年3月30日から住民基本台帳ネットワークシステムに接続したため、2014年以前については、転出数、転移動数ともに該当数値がない。2015年の転出数は4月から12月の間であり、転入数と集計期間が異なるため転移動数は該当数値がない。

出生数・死亡数 / 転入数・転出数
実城郡

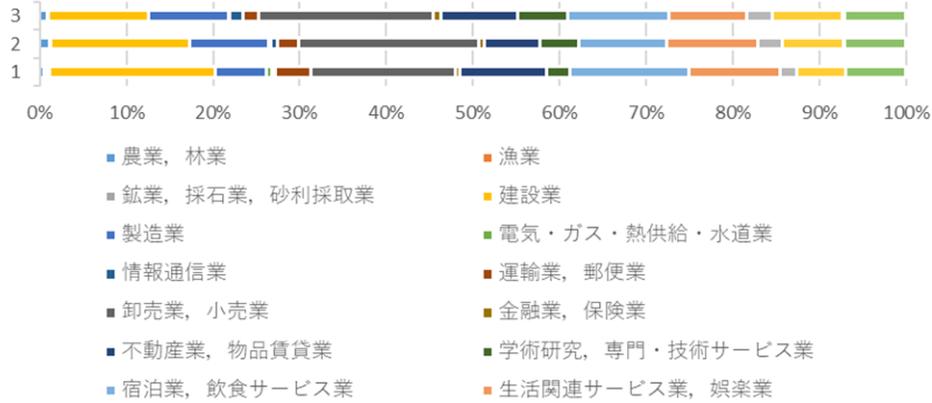


【出典】総務省「国勢調査」住民基本台帳人口移動報告年報、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口」、厚生労働省「人口動態調査」
【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。
人口増減率 = (A - B) ÷ B
A：表示年を指定するで指定した年の人口
B：Aの5年前の人口
転入数・転出数は2013年までは日本人のみ、2014年以降は外国人を含む数字。
本グラフについては他地域を含まずとはできません。
2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合されている。
2025年以降のデータでは、福島県「浜通り地域」に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村、新地町、飯館村）をまとめて推計しているため表示されない。

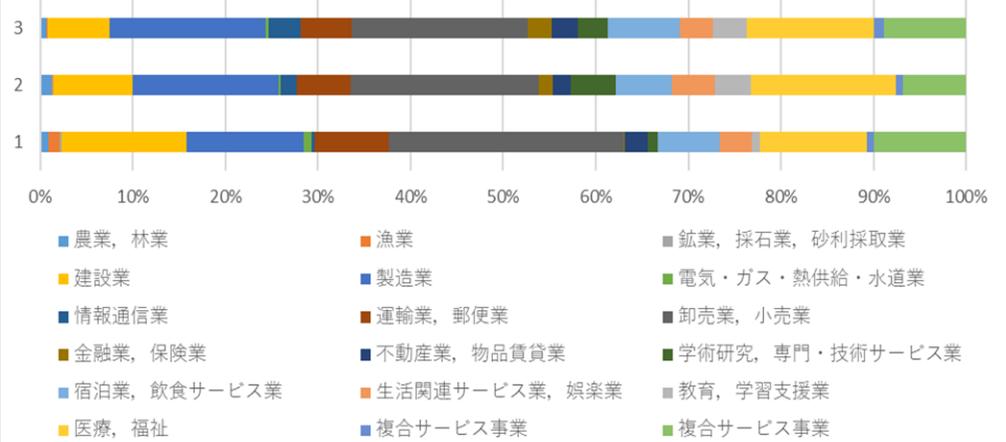
産業構造

地域の主産業や売上などを確認し、分析することで、今後の地域経済の基盤を把握する。

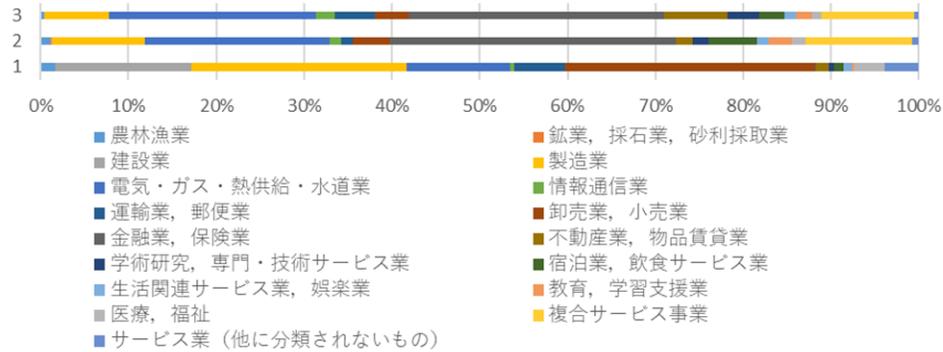
企業数構成



従業者数構成



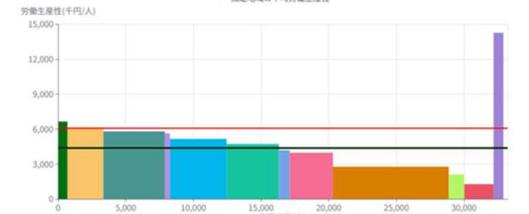
売上構成



3.全国 2.茨城県 1.神栖市

従業者と労働生産性から見る付加価値額

茨城県神栖市
2021年



産業	労働生産性 (千円/人)	従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)	産業	労働生産性 (千円/人)	従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)
● 農林漁業	6,645	691	4,592	● 不動産業, 物品賃貸業	4,188	805	3,371
● 運輸業, 郵便業	6,150	2,654	16,322	● サービス業 (他に分類されないもの)	3,973	3,191	12,678
● 建設業	5,801	4,544	26,361	● 卸売業, 小売業	2,768	8,564	23,701
● 学術研究, 専門・技術サービス業	5,630	373	2,100	● 生活関連サービス業, 娯楽業	2,100	1,150	2,415
● 大業	5,153	4,195	21,616	● 宿泊業, 飲食サービス業	1,268	2,160	2,739
● 製造業	4,712	3,864	18,206	● 医療, 福祉	1,262	725	10,340
				● その他			

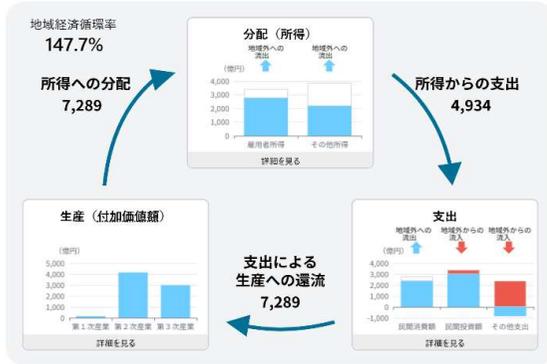
【その他】に含まれる産業、データを欠落・欠測している産業

産業	労働生産性 (千円/人)	従業者数 (人)	付加価値額 (百万円)
電気・ガス・熱供給・水道業	22,883	316	7,231
情報通信業	20,240	96	1,943
金融業, 保険業	9,955	44	438
教育, 学習支援業	2,706	269	728
複合サービス事業	-	254	X
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	60	X

【出典】
経済省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
【注記】*

地域経済循環分析

指定地域: 北相模郡神栖町



【出典】
昭博舎「地域産業連関表」/「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析（国産調査）

【注記】
本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。
<https://www.wmi.co.jp/recal/>
「地域経済循環率」は、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど地域域から流入する所得が多くなる傾向がある。）
「雇所得」は、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等により構成される。
「その他所得」は、配当所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇所得以外の所得により構成される。
「その他支出」は、「政府支出」+「地域内産業の移転支出・移転収入」により構成される。例えば、移転収入が移転支出を大きく上回ると、その差が政府支出額を上回る場合（域外からの「サードの流入」を意味し所得流出額が赤字となる場合）は、「その他支出」の金額がマイナスとなる。「支出流出率」は、地域内に支払われた金額に対する地域外からの流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。
本データは国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを統一した方法で作成している。国民経済計算や県民経済計算は、精度向上を目的に統計方法について見直しを行っている関係上、随時、過去に遡って改定がなされるため、本データのデータ更新時には、これまで公開していた数値から変化する場合がある。

付加価値額（一人当たり）

2022年
指定地域: 北相模郡神栖町

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
付加価値額（一人当たり）	610万円	1,935万円	1,007万円
付加価値額（一人当たり）順位	86位	119位	149位

所得（一人当たり）

2022年
指定地域: 北相模郡神栖町

	雇所得	その他所得
所得（一人当たり）	292万円	230万円
所得（一人当たり）順位	156位	824位

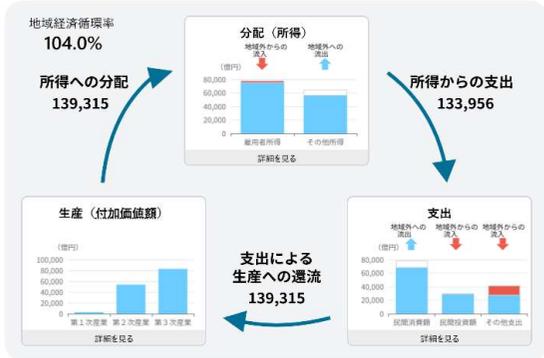
支出流出率

2022年
指定地域: 北相模郡神栖町

	民間消費	民間投資	その他支出
支出流出率	-14.6%	12.4%	-280.4%
支出流出率順位	1,265位	242位	1,720位

地域経済循環分析

2022年
指定地域: 北相模郡筑前町



【出典】
昭博舎「地域産業連関表」/「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析（国産調査）

【注記】
本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。
<https://www.wmi.co.jp/recal/>
「地域経済循環率」は、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど地域域から流入する所得が多くなる傾向がある。）
「雇所得」は、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等により構成される。
「その他所得」は、配当所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇所得以外の所得により構成される。
「その他支出」は、「政府支出」+「地域内産業の移転支出・移転収入」により構成される。例えば、移転収入が移転支出を大きく上回ると、その差が政府支出額を上回る場合（域外からの「サードの流入」を意味し所得流出額が赤字となる場合）は、「その他支出」の金額がマイナスとなる。「支出流出率」は、地域内に支払われた金額に対する地域外からの流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。
本データは国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを統一した方法で作成している。国民経済計算や県民経済計算は、精度向上を目的に統計方法について見直しを行っている関係上、随時、過去に遡って改定がなされるため、本データのデータ更新時には、これまで公開していた数値から変化する場合がある。

付加価値額（一人当たり）

2022年
指定地域: 北相模郡筑前町

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
付加価値額（一人当たり）	409万円	1,387万円	981万円
付加価値額（一人当たり）順位	4位	8位	4位

所得（一人当たり）

2022年
指定地域: 北相模郡筑前町

	雇所得	その他所得
所得（一人当たり）	274万円	197万円
所得（一人当たり）順位	4位	40位

支出流出率

2022年
指定地域: 北相模郡筑前町

	民間消費	民間投資	その他支出
支出流出率	-13.4%	5.1%	53.3%
支出流出率順位	41位	12位	4位

総支出(総額) < 全国の分布 >

茨城県 神栖町

2022年

総支出

総額



【出典】
昭博舎「地域産業連関表」/「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析（国産調査）

【注記】
本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。
<https://www.wmi.co.jp/recal/>
「総支出」は、消費額や投資額等、住民や企業等が支出した金額の総額（「民間消費」と「民間投資」と「その他支出」を合算した値）をいいます。
「総支出（地域住民・企業ベース）」とは、どこで支出したかを問わず、地域の住民・企業等が支出する場合をいいます。
「総支出（地域内ベース）」とは、当該地域内に支出される場合をいいます。

総支出（地域内収支）＝総支出（地域内ベース）－総支出（地域住民・企業ベース）
一人当たり総支出（地域住民・企業ベース）＝総支出（地域住民・企業ベース）÷世帯人口
一人当たり総支出（地域内ベース）＝総支出（地域内ベース）÷世帯人口
本データは国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを統一した方法で作成している。国民経済計算や県民経済計算は、精度向上を目的に統計方法については見直しを行っている関係上、随時、過去に遡って改定がなされるため、本データのデータ更新時には、これまで公開していた数値から変化する場合がある。

総支出(総額) < 指定都道府県の分布 >

茨城県 神栖町

2022年

総支出

総額



【出典】
昭博舎「地域産業連関表」/「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析（国産調査）

【注記】
本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。
<https://www.wmi.co.jp/recal/>
「総支出」は、消費額や投資額等、住民や企業等が支出した金額の総額（「民間消費」と「民間投資」と「その他支出」を合算した値）をいいます。
「総支出（地域住民・企業ベース）」とは、どこで支出したかを問わず、地域の住民・企業等が支出する場合をいいます。
「総支出（地域内ベース）」とは、当該地域内に支出される場合をいいます。

総支出（地域内収支）＝総支出（地域内ベース）－総支出（地域住民・企業ベース）
一人当たり総支出（地域住民・企業ベース）＝総支出（地域住民・企業ベース）÷世帯人口
一人当たり総支出（地域内ベース）＝総支出（地域内ベース）÷世帯人口
本データは国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを統一した方法で作成している。国民経済計算や県民経済計算は、精度向上を目的に統計方法については見直しを行っている関係上、随時、過去に遡って改定がなされるため、本データのデータ更新時には、これまで公開していた数値から変化する場合がある。